

議第57号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表 2 中

| | | | | |
|---------------------------------------|---------|-----|-----|---|
| 工事用施設及び工事用材料置場 | 1平方メートル | 1 日 | 115 | を |
| 興行, 競技会, 集会, 展示会, 博覧会 その他これらに類する催し | | | 115 | |

| | | | | | |
|--|------------------|---------|-------|---|-------|
| 工事用施設及び工事用材料置場 | 1平方メートル | 1 日 | 115 | に | |
| 興行, 競技会, 集会, 展示会, 博覧会 その他これらに 類する催し | 京都市梅小路公園 ステージ | 1 面 | 1 時 間 | | 1,500 |
| | そ の 他 の 場 所 | 1平方メートル | 1 日 | | 115 |

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

京都市梅小路公園ステージの独占的な利用について、1時間を単位とする利用の許可を行う必要があるので提案する。